

## 第6章 顧問料・講演料・日当・実費等

### 第39条（顧問料）

- (1) 顧問料は、次表の額を前提に、顧問契約に含まれる法律事務の内容、見込まれる業務量、事業の規模及び内容等を考慮して算定します。ただし、事業者の場合は、月額50,000円を下回らないものとします。

事業者	月額 100,000 円以上
非事業者	月額 30,000 円以上

- (2) 顧問契約に含まれる法律事務は、原則として、簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導または立会いとし、第3章に定める各事件の代理人としての法律事務処理や研修・講演等は含まないものとし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定します。

### 第40条（講演料）

弁護士が研修・セミナー・講演等（以下「講演等」という。）の講師を務める場合の講演料は、講演等の所要時間が1時間程度の場合は原則として20万円を下回らないものとし、これを前提に、講演等の所要時間、準備に要する労力・時間、講演等の内容の難易度・専門性、顧問契約の有無等を勘案して依頼者と協議のうえ決定します。

### 第41条（日当）

- (1) 日当は、次表のとおりとします。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	30,000円以上 50,000円以下
1日（往復4時間を超える場合）	50,000円以上 100,000円以下

- (2) 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- (3) 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができます。

### 第42条（実費等の負担）

- (1) 弁護士は、依頼者に対し、弁筆士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。
- (2) 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。

### 第43条（交通機関の利用）

弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができます。